



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 6 月 19 日（木曜日） 第 621 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（人事課） 1		○道路の区域の変更（6件）……………（道路保全課） 4
告 示		○道路の供用の開始（6件）……………（ " ） 5
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 2		○道路の占用を制限する区域の指定（2件）……（ " ） 6
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更……………（ " ） 2		○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防課） 6
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 2		○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ " ） 7
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ " ） 2		○土砂災害警戒区域の指定……………（ " ） 7
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ " ） 3		○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ " ） 7
○保安林の指定……………（自然環境課） 3		公 告
○保安林の指定予定……………（ " ） 3		○職業訓練指導員試験の実施……………（雇用労働政策課） 8
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について……………（ " ） 3		○都市計画の変更図書の写しの縦覧（2件）……（都市計画課） 9
		○入札公告……………10
		選挙管理委員会告示
		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………11
		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………11

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第41号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年宮崎県規則第52号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（休業補償を行わない場合） 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄（少年法（昭和23年法律第 168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第 286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2） [略]	（休業補償を行わない場合） 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第 168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第 286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2） [略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行前にした行為に対する同法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第 168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

告 示

宮崎県告示第 362号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
r a y訪問看護ステーション都城	都城市早水町9-2-1 2階	令和7年4月30日
訪問看護ステーション翼	東諸県郡綾町大字入野295番地3	令和7年5月28日

宮崎県告示第 363号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてそ

の例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーションTOMO延岡	延岡市野地町2丁目3602番地1

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市平原町2丁目1360番地1	延岡市野地町2丁目3602番地1	令和7年5月17日

宮崎県告示第 364号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570303109	ホームヘルプサービス 誠	宮崎県延岡市恒富町3丁目7番地3	医療法人あつきこころ	宮崎県延岡市大貫町3丁目754番地1	令和7年5月1日	訪問介護
4570303117	デイサービス 広洋園	宮崎県延岡市恒富町3丁目7番地3	医療法人あつきこころ	宮崎県延岡市大貫町3丁目754番地1	令和7年5月1日	通所介護
4570303125	ホームヘルプサービス 桜華	宮崎県延岡市恒富町3丁目5番地6	医療法人あつきこころ	宮崎県延岡市大貫町3丁目754番地1	令和7年5月1日	訪問介護
4570303133	デイサービス 桜華	宮崎県延岡市恒富町3丁目5番地6	医療法人あつきこころ	宮崎県延岡市大貫町3丁目754番地1	令和7年5月1日	通所介護

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 365号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570301657	アンドー	宮崎県延岡市卸本 町12番1号	株式会社アンドウ 器械	宮崎県延岡市卸本 町12番1号	令和7年5月31日	福祉用具貸与
4570301665	アンドー	宮崎県延岡市卸本 町12番1号	株式会社アンドウ 器械	宮崎県延岡市卸本 町12番1号	令和7年5月31日	特定福祉用具販 売

宮崎県告示第 366号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570301657	アンドー	宮崎県延岡市卸本 町12番1号	株式会社アンドウ 器械	宮崎県延岡市卸本 町12番1号	令和7年5月31日	介護予防福祉用 具貸与
4570301665	アンドー	宮崎県延岡市卸本 町12番1号	株式会社アンドウ 器械	宮崎県延岡市卸本 町12番1号	令和7年5月31日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 367号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 宮崎市大字広原字宗源寺2850－1、2857－1、2860－1

- 2 指定の目的 干害の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 369号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和7年宮崎県告示第269号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する小林市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

小林市役所

山口悟、東原ハルエ、福島長三郎

- 2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件につ

宮崎県告示第 368号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市清武町今泉字石坂乙1265

- 2 指定の目的 干害の防備

いては令和7年宮崎県告示第 269号によること。

宮崎県告示第 370号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木 中原重永国 有林2078林 班ら小班か ら同市須木 中原重永国 有林2078林 班ら小班ま で	旧	5.4～ 8.4	14.9
				新	5.8～ 10.5	14.9

宮崎県告示第 371号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	268号	小林市野尻 町紙屋沖ノ 尾国有林 2 77林班ぬ小 班から同市 同町紙屋沖 ノ尾国有林 277林班ぬ 小班まで	旧	16.8～ 20.0	3.5
				新	48.9～ 49.3	3.5

宮崎県告示第 372号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	小林市須木 下田柚園国 有林2101林 班い小班か ら同市須木 下田柚園国 有林2101林 班い小班ま で	旧	9.5～ 13.3	33.1
				新	9.5～ 14.8	33.1

宮崎県告示第 373号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	小林市須木 中原柚園国 有林2105林 班り 1 小班 から同市須 木中原柚園 国有林2105 林班り 1 小 班まで	旧	13.7～ 19.5	18.5
				新	15.3～ 22.5	18.5

宮崎県告示第 374号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2094林班ぬ 小班から同 郡同町同大	旧	9.1～ 12.9	22.3
				新	9.1～ 18.7	22.3

字中尾国有
林2094林班
ぬ小班まで

宮崎県告示第 375号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 19 日から同年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2094林班ぬ 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2094林班 ぬ小班まで	旧	29.6～ 36.7	10.7
				新	30.1～ 39.5	10.7

宮崎県告示第 376号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 19 日から同年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木 中原重永国 有林2078林 班ら小班か ら同市須木 中原重永国 有林2078林 班ら小班ま で	令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県告示第 377号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 19 日から同年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	268号	小林市野尻 町紙屋沖ノ 尾国有林 2 77林班ぬ小 班から同市 同町紙屋沖 ノ尾国有林 277林班ぬ 小班まで	令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県告示第 378号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 19 日から同年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	小林市須木 下田柚園国 有林2101林 班い小班か ら同市須木 下田柚園国 有林2101林 班い小班ま で	令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県告示第 379号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 6 月 19 日から同年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	小林市須木 中原柚園国 有林2105林 班り 1 小班	令和 7 年 6 月 19 日

から同市須
木中原柚園
国有林2105
林班り 1 小
班まで

宮崎県告示第 380号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2094林班ぬ小班から同郡同町同大字中尾国有林2094林班ぬ小班まで	令和7年6月19日

宮崎県告示第 381号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林2094林班ぬ小班から同郡同町同大字中尾国有林2094林班ぬ小班まで	令和7年6月19日

宮崎県告示第 382号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	小林市須木中原重永国有林2078林班ら小班から同市須木中原重永国有林2078林班ら小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年6月19日

宮崎県告示第 383号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和7年6月19日から同年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	268号	小林市野尻町紙屋沖ノ尾国有林 277林班ぬ小班から同市同町紙屋沖ノ尾国有林 277林班ぬ小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年6月19日

宮崎県告示第 384号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成25年宮崎県告示第 269号、平成27年宮崎県告示第 214号、平成30年宮崎県告示第 424号、令和3年宮崎県告示第 968号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のと

おりとする。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	芳 士 元 村	I－1－0018、II－ 1－0020	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	尾 廻	II－1－0015	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	祝 田	II－1－0019	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	高蟬－1－ 新①	II－1－4112－新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	口 ノ 坪	II－1－4118	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	大塚台西3 丁目－新③	II－1－4137－新③	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	谷 口 2	II－1－4140	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 385号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成25年宮崎県告示第 271号、平成27年宮崎県告示第 216号、平成30年宮崎県告示第 425号、令和3年宮崎県告示第 971号、令和4年宮崎県告示第 205号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	芳 士 元 村	I－1－0018、II－ 1－0020	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	尾 廻	II－1－0015	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	祝 田	II－1－0019	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	高蟬－1－ 新①	II－1－4112－新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	口 ノ 坪	II－1－4118	急傾斜地の崩壊

宮 崎 市	大塚台西3 丁目－新③	II－1－4137－新③	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	谷 口 2	II－1－4140	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	芳 士 元 村	I－1－0018	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	尾 廻	II－1－0015	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	祝 田	II－1－0019	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	高蟬－1－ 新①	II－1－4112－新①	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	高蟬－1－ 新②	II－1－4112－新②	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	口 ノ 坪	II－1－4118	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	大塚台西3 丁目－新③	II－1－4137－新③	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	谷 口 2	II－1－4140	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	芳 士 元 村	I－1－0018	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	尾 廻	II－1－0015	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	祝 田	II－1－0019	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	高蟬－1－新②	II－1－4112－新②	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	口 ノ 坪	II－1－4118	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	大塚台西3丁目－新③	II－1－4137－新③	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	谷 口 2	II－1－4140	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

- (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
なし
- (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種
全職種

2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全 職 種	指導方法

3 受験資格

- (1) 受験資格は、次のとおりとする。
- ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
- イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。
- ア 拘禁刑以上の刑（禁錮以上の刑を含む。）に処せられた者
- イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

- (1) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることが

できる者は次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に	学科試験のうち関連学科

合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）		に掲げる者に該当することを証する書類
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部	(2) 提出先 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 宮崎市橘通東2丁目10番1号 (3) 受付期間 令和7年7月7日（月曜日）から令和7年7月25日（金曜日）まで（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、7月25日付けの消印のあるものまで有効とする。なお、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。） (4) 受験手数料 3,100円 （宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）により納付すること。） (5) 受験票 申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。 (6) 全免除者の受験手続 全免除者の受験手続は(3)の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、この場合において、全免除者は(1)の提出書類を(2)の提出先に提出するものとする（(4)の受験手数料及び(5)の受験票は不要）。
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	また、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことが可能であり、この場合においては、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）の提出と併せて、免許交付手数料 2,300円を納付すること。手数料の納付は、宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）を免許申請書に貼付すること。
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	8 合格通知 令和7年9月29日（月曜日）に合格者に通知する。
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科	9 その他 (1) 申請書は、宮崎県のホームページに掲載する。 (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課に申し込むこと。 (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課（電話0985（26）7107）に問い合わせること。
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験	都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部	令和7年6月19日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、下記7の(3)の申請書類の受付期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。 5 試験期日 令和7年8月29日（金曜日） 6 試験場所 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 7 受験申請の手続 (1) 提出書類 ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）及び3に掲げる受験資格を証する書類 イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、4		都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受ける 1 都市計画を定める者の名称 都城市 2 都市計画の種類及びその名称 都城広域都市計画公園 2・2・59号 軍人原児童公園 6・5・13号 高城運動公園 3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県都城土木事務所 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受ける

受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類
日向延岡新産業都市計画用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県日向土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年6月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 780台
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和7年9月30日
 - (4) 契約期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60月）
 - (5) 納入場所 仕様書による。
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた場合
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務の者

であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年7月17日（木）までに下記5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208

- (2) 申請書類の受付期間

令和7年6月19日（木）から令和7年6月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

宮崎市橋通東1丁目9番10号

郵便番号 880-8502 電話番号0985（26）7237

- (2) 期間 令和7年6月19日（木）から令和7年7月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- 6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

- (2) 期間 令和7年6月19日（木）から令和7年7月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

- (2) 提出期限 令和7年7月30日（水） 午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。

- 8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁3号館4階 委員会室

- (2) 日時 令和7年7月31日（木） 午後3時30分

- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

- 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

- 11 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Personnal computers for school affairs : 780 computers
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 30 July 2025
- (3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 -9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年6月9日現在次のとおりである。

令和7年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,472人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,195人

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年6月9日現在次のとお

りである。

令和7年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修
東臼杵郡選挙区 7,174人

--	--